

富山県男女共同参画推進員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県男女共同参画推進条例（平成13年富山県条例第4号）第15条に規定する富山県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の制度に関し必要な事項を定め、推進員の主体的な活動を通じて、「富山県民男女共同参画計画」（以下「男女共同参画計画」という。）がめざす男女共同参画の推進に資することを目的とする。

(役割)

第2条 推進員に期待する役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関する啓発普及を図ること。
- (2) 男女がともに協力して実施する地域活動を推進し、社会活動への参画意識を高揚すること。
- (3) 男女共同参画に関する行政施策の推進等に協力すること。
- (4) 男女平等にかかわる各種の相談等に対して専門機関等を紹介すること。

(各種関係団体等との連携)

第3条 推進員は、地域における各種関係団体等と緊密な連携をとり、活動するものとする。

(配置)

第4条 推進員は、原則として別表の区域を単位として配置する。

(依頼)

第5条 推進員は、広く地域の実情に通じ、男女共同参画計画の推進に関して熱意と奉仕的精神を有する者の中から、市町村長の推せんにより知事が依頼する。

(依頼の期間)

第6条 推進員を依頼する期間は、2年間とする。ただし、同期間は、前条の依頼する日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。

(欠員)

第7条 推進員が死亡した場合には、知事は、新たな推進員を依頼することができる。

- 2 推進員の転居等により、その地域の活動に重大な支障が生じる場合は、知事は、当該推進員の申請により、その依頼を解き、新たな推進員を依頼することができる。
- 3 前2項の場合において、新たな推進員の依頼期間は、前の推進員の残存依頼期間とする。

(秘密の保持等)

第8条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らさないものとする。

- 2 推進員は、その地位を営利又は政治目的のために利用しないものとする。

(研修)

第9条 県は、推進員として必要な知識のかん養とその資質の向上を図るため、研修会を開催する。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

市町村名	区 域 名
富山市	総曲輪地区 愛宕地区 安野屋地区 八人町地区 五番町地区 柳町地区 清水町地区 星井町地区 西田地方地区 堀川地区 堀川南地区 光陽地区 東部地区 奥田地区 奥田北地区 桜谷地区 五福地区 神明地区 岩瀬地区 萩浦地区 大広田地区 浜黒崎地区 針原地区 豊田地区 広田地区 新庄地区 新庄北地区 藤ノ木地区 山室地区 山室中部地区 太田地区 蜷川地区 新保地区 熊野地区 月岡地区 四方地区 八幡地区 草島地区 倉垣地区 呉羽地区 長岡地区 寒江地区 古沢地区 老田地区 池多地区 水橋中部地区 水橋西部地区 水橋東部地区 三郷地区 上条地区 下夕地区 小羽地区 船嶺地区 大沢野地区 大久保地区 上滝地区 小見地区 大庄地区 福沢地区 八尾地区 卯花地区 室牧地区 野積地区 仁歩・大長谷地区 保内地区 杉原地区 黒瀬谷地区 速星地区 鶉坂地区 朝日地区 宮川地区 婦中熊野地区 古里地区 音川地区 神保地区 山田地区 細入北部地区 細入南部地区
高岡市	高陵校区 高岡西部校区 博労校区 南条校区 木津校区 成美校区 能町校区 万葉校区 下関校区 二塚校区 野村校区 伏木校区 古府校区 太田校区 国吉校区 牧野校区 五位校区 戸出東部校区 戸出西部校区 中田校区 福岡校区
射水市	放生津地区 新湊地区 中伏木地区 塚原地区 作道地区 片口地区 堀岡地区 本江地区 海老江地区 七美地区 三ヶ地区 戸破地区 橋下条地区 金山地区 大江地区 黒河地区 池多地区 太閤山地区 中太閤山地区 南太閤山地区 大門地区 水戸田地区 二口地区 浅井地区 櫛田地区 大島地区 下地区
魚津市	大町地区 村木地区 下中島地区 上中島地区 松倉地区 上野方地区 本江地区 片貝地区 加積地区 道下地区 経田地区 天神地区 西布施地区
氷見市	朝日丘地区 東地区 加納地区 稲積地区 窪地区 宮田地区 十二町地区 布勢地区 神代地区 仏生寺地区 上庄地区 熊無地区 速川地区 久目地区 余川地区 碁石地区 八代地区 阿尾地区 藪田地区 宇波地区 女良地区
滑川市	滑川東地区 滑川西地区 浜加積地区 早月加積地区 北加積地区 東加積地区 中加積地区 山加積地区 西加積地区
黒部市	生地地区 石田地区 田家地区 村椿地区 大布施地区 三日市地区 前沢地区 荻生地区 若栗地区 東布施地区 宇奈月地区 音沢地区 内山地区 愛本地区 下立地区 浦山地区
砺波市	出町地区 庄下地区 中野地区 五鹿屋地区 東野尻地区 鷹栖地区 若林地区 林地区 高波地区 油田地区 南般若地区 柳瀬地区 太田地区 般若地区 東般若地区 梅檀野地区 梅檀山地区 東山見地区 青島地区 雄神地区 種田地区
小矢部市	石動西部地区 石動中部地区 石動東部地区 石動北部地区 石動南部地区 南谷地区 埴生地区 松沢地区 正得地区 荒川地区 子撫地区 宮島地区 北蟹谷地区 若林地区 津沢地区 水島地区 藪波地区 東蟹谷地区
南砺市	城端地区 南山田地区 大鋸屋地区 蓑谷地区 北野地区 平地区 上平地区 利賀地区 井口地区 井波地区 南山見地区 山野地区 井波高瀬地区 福野中部地区 福野北部地区 福野東部地区 福野高瀬地区 福野南部地区 福野西部地区 福野安居地区 福光地区 石黒地区 広瀬地区 広瀬館地区 西太美地区 太美山地区 東太美地区 山田地区 北山田地区 吉江地区 南蟹谷地区
舟橋村	舟橋地区
上市町	上市地区 音杉地区 弓庄地区 南加積地区 山加積地区 白萩西部地区 宮川地区 柿沢・大岩地区 相ノ木地区
立山町	五百石地区 下段地区 高野地区 大森地区 利田地区 日中上野地区 新瀬戸地区 谷口地区 釜ヶ淵地区 岩嶺地区 千垣地区 芦嶺地区 新川地区 東峯地区
入善町	入善地区 上原地区 青木地区 飯野地区 小摺戸地区 新屋地区 櫛山地区 横山地区 舟見地区 野中地区
朝日町	境地区 宮崎地区 笹川地区 泊地区 五箇庄地区 南保地区 山崎地区 大家庄地区